

## 至誠館大学修学支援基金規程

(設置)

第1条 至誠館大学(以下「本学」という。)に、至誠館大学修学支援基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学が地域に根ざした大学として有為な人材を育成するとともに、経済的理由により修学が困難な学生を支援するための財政基盤の強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 短期貸付金制度による学生への支援事業
- (2) 外国人留学生への支援事業
- (3) 学生の海外派遣への支援事業
- (4) その他基金の目的達成に必要な事業

(基金の運営及び特定基金)

第4条 基金が行う事業は、基金あての寄附金及び寄附金の果実をもって充てる。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第5条 修学支援基金への寄附の使途は、変更してはならない。

2 第3条第1号に規定する貸付金制度による学生支援事業の実施に充当するために支出された金銭であって、被貸与者より金銭が本学に対して返還された場合にあっては、当該返還された金銭は再び修学支援基金に帰属するものとする。

(基金の管理)

第5条 基金の管理は、学長が行う。

(運営費)

第6条 基金の運営は、基金への寄附及びその果実により行う。

(重要事項の決定)

第7条 基金に関する重要事項は、運営会議の意見を聴いて、学長が決定する。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、経理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

制定 令和2年10月1日(制定)